（副署長）

第五百四十六条　各税務署を通じて副署長四百七十九人以内を置く。

［２・３　略］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　［略］

［２～４　略］

５　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百七人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千五百十人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて九百四十九人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千四百二十九人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十一人以内とする。

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官五千九百七十六人以内を置く。

２　［略］

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万五千八百五十九人以内を置く。

２　［略］

（国税調査官）

第五百六十九条　各税務署を通じて国税調査官百十八人以内を置く。

２　［略］

附　則

（施行期日）

［１～30　略］

（沖縄地区税関の監視部統括監視官の職務の特例）

31　沖縄地区税関の監視部統括監視官は、第三百六十一条各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、同法第三条第三項及び第四項並びに第四条第二項の規定に基づく措置の実施に関する事務（特別監視官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

（沖縄地区税関の監視部特別監視官の職務の特例）

32‖　特別監視官は、第三百六十一条の二に規定する事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、前項に規定する事務のうち特に処理困難なものとして、沖縄地区税関長が指定するものをつかさどる。

（沖縄地区税関の監視部保税地域監督官の職務の特例）

33‖　沖縄地区税関の監視部保税地域監督官は、第三百六十二条第一項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務をつかさどる。

（副署長）

第五百四十六条　各税務署を通じて副署長四百九十人以内を置く。

［２・３　同上］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　［同上］

［２～４　同上］

５　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百八人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千五百十一人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて千十七人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千四百四十四人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十一人以内とする。

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官六千二百五十四人以内を置く。

２　［同上］

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万五千八百三十六人以内を置く。

２　［同上］

（国税調査官）

第五百六十九条　各税務署を通じて国税調査官百二十人以内を置く。

２　［同上］

附　則

（施行期日）

［１～30　同上］

（沖縄地区税関の監視部統括監視官の職務の特例）

31　沖縄地区税関の監視部統括監視官は、第三百六十一条各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、同法第三条第三項及び第四項並びに第四条第二項の規定に基づく措置の実施に関する事務を分掌する。

［項を加える。］

（沖縄地区税関の監視部保税地域監督官の職務の特例）

32‖　沖縄地区税関の監視部保税地域監督官は、第三百六十二条第一項各号に掲げる事務のほか、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法がその効力を有する間、命を受けて、同法第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務をつかさどる。